

2004年2月5日

社団法人全国信販協会 御中

NPO法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 長尾治助

連絡先 〒604-8106

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池

ビル東館6階 御池総合法律事務所

電話 075-222-0011

ファックス 075-222-0012

弁護士 長野浩三（理事・事務局長）

申 入 書

当団体は、消費者問題に関する調査、研究、救済、支援事業、消費者問題に関する社会制度の改善事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする、消費者、消費生活相談員、消費者団体、学者、司法書士、弁護士らで構成している団体です。

従来から消費者金融を取り扱う金融機関、クレジット会社等と消費者が締結する金銭消費貸借契約書、クレジット契約書には不当な条項が見受けられましたが、当団体は、これらの約款に現在用いられている債権譲渡に関する不当条項について検討しましたので、その結果を基に、貴協会会員に対し当該不当条項を削除するよう指導していただきたく、下記のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

消費者金融を扱う金融機関や信販会社が、消費者と金銭消費貸借契約あるいはクレジット契約を締結するに際し、それら契約書中の条項に貸主が認めた場合は債権を譲渡することにつき予め異議を留めず承諾する旨の承諾の条項がある。この条項は債務者、消費者に対し一方的に不利な条項であるので契約書中から削除されるよう各加盟業者へ指導、通知されるよう申し入

れる。

第2 申入れの理由

① 現在、事業者と消費者との契約は多くの場合事業者によって作成された約款によって行われている。これら約款が事業者側により一方的に作成されることにより、消費者は不当な約款の存在を知らずにあるいは知っていてもこれを拒否できずに、約款による契約をしているのが現状である。

② 現在使用されている多くの消費者金融や信販会社と消費者との約款中には、「債権譲渡につき予め異議を留めない」条項がある。

民法は第466条で、「債権ハ之ヲ譲渡スコトヲ得」と債権が譲渡できることを認めているが、第467条では「指名債権ノ譲渡ハ譲渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」とし債務者に対する通知または承諾が債権譲渡の対抗要件としている。これは債務者につき債権が譲渡された場合にはそれを債務者に知らせ、債務者のところに情報を集めておく必要があるからである。一方で第468条の「債務者カ異議ヲ留メスシテ前条ノ承諾ヲ為シタルトキハ譲渡人ニ対抗スルコトヲ得ヘカリシ事由アルモ之ヲ以テ譲受人ニ対抗スルコトヲ得ス」との規定であり、異議を留めない承諾をすれば債権者に対抗できる様々な事由、例えば、同時履行の抗弁権、相殺、弁済等の事由を債権の譲受人に対抗できなくなるという結果となる。この異議を留めない承諾は、本来債権譲渡時にこれらの対抗事由の有無を判断して自由な意思によってされるべきものである。

③ ところが実際の約款においては、多くの条項は単なる債権譲渡の場合のみならず、債権者が認めた場合、信託の設定による担保差し入れまたは譲渡すること等をも含み予め異議を留めず承諾する条項となっている。この条項は、債務者となる、多くの消費者にとって債権者たる事業者に主張しうる抗弁に関して、たとえ対抗できる事由があつたとしても予め主張しえなくする不当な条項である。

さらには、債権譲渡の際には、債務者、その連帯保証人に対する通知の省略をも承諾する

条項もあり、これでは請求を受けたとしても誰が真の債権者であるか確知することも困難となる。昨今、債権譲渡を受けた旨を一方的に送りつけ、脅迫的な文言で以って実体のない貸金請求を行っている悪質な業者の存在が大きく報道され、被害者が多数確認されているが、このような事案においても多くの消費者金融、信販会社が当然のごとく不当な条項を使用しており、この点に着目した悪質業者の横行を助長していると思料される。

④ 判例学説にてらしても次のような疑問がある。

a これは事前の承諾にあたるが、最高裁昭和58年6月30日判決は、譲受人が具体的に特定されることを要求しているところ、約款の文言では譲受人が特定されていないのを普通とする。

b また、異議なき承諾に抗弁切断効が付与される理由について、通説は、異議なき承諾という事実で公信用力を与え譲受人の保護をはかるとともに、取引の安全をはかるところにあるとしている。それ故、債務者に、通常不利益がもたられる公信用力の付与について債務者が知っているという前提条件が満たされないならまことの異議なき承諾があったとはいえない、と考えることができよう。さらに、抗弁切断効は主として債務者のなした外観作出の主体的・積極的関与に対する債務者の自己責任として付与されたものという近時の有力説からすれば、約款に挿入された事前・無異議の承諾条項に債権譲受人に依拠して抗弁切断効を債務者に主張することはできないことになる筈である。

⑤ 消費者契約法10条は、「民法第1条2項に規定する基本原則（信義誠実の原則）に反して消費者の利益を一方的に害するもの」を無効としているが、上記の事情に照らせば、当該条項は明らかに、債務者である消費者の利益を一方的に害しており無効であるというべきである。

以上のような点から消費者に対する信用取引における債務者が予め異議を留めず承諾する債権譲渡に関する条項の不当な条項であり、契約書から削除されるよう通知、指導されるよう強く申し入れする。

第3 本申入れに対し貴団体での対応等も含めて検討結果につき文書にて回答されるよう申し入れます。